

一管区水路通報第 4 6 号

令和 7 年 1 1 月 2 8 日

第一管区海上保安本部

第 7 8 9 項	北海道南岸	函館港	救難訓練
第 7 9 0 項	北海道南岸	釧路港南西方	潜水訓練
第 7 9 1 項	北海道南岸	釧路港	潜水訓練
第 7 9 2 項	北海道南岸	厚岸湾	潜水訓練
第 7 9 3 項	北海道南岸	根室港～花咲港	浮桟橋撤去作業等
第 7 9 4 項	北海道東岸	野付埼北西方	養殖施設について
第 7 9 5 項	北海道西岸	奥尻島南方	射撃訓練等

お 知 ら せ

○令和7年12月1日から、苫小牧港の新たな運用が始まります。
詳細は7ページ以降をご確認ください。

=====

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先

第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町 5 番 2 号 小樽地方合同庁舎(5階)

TEL (0134) 27-0118(内線2515) FAX (0134) 27-6190

=====

- 船舶交通安全のための情報提供について
海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則として毎週1回又は随時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

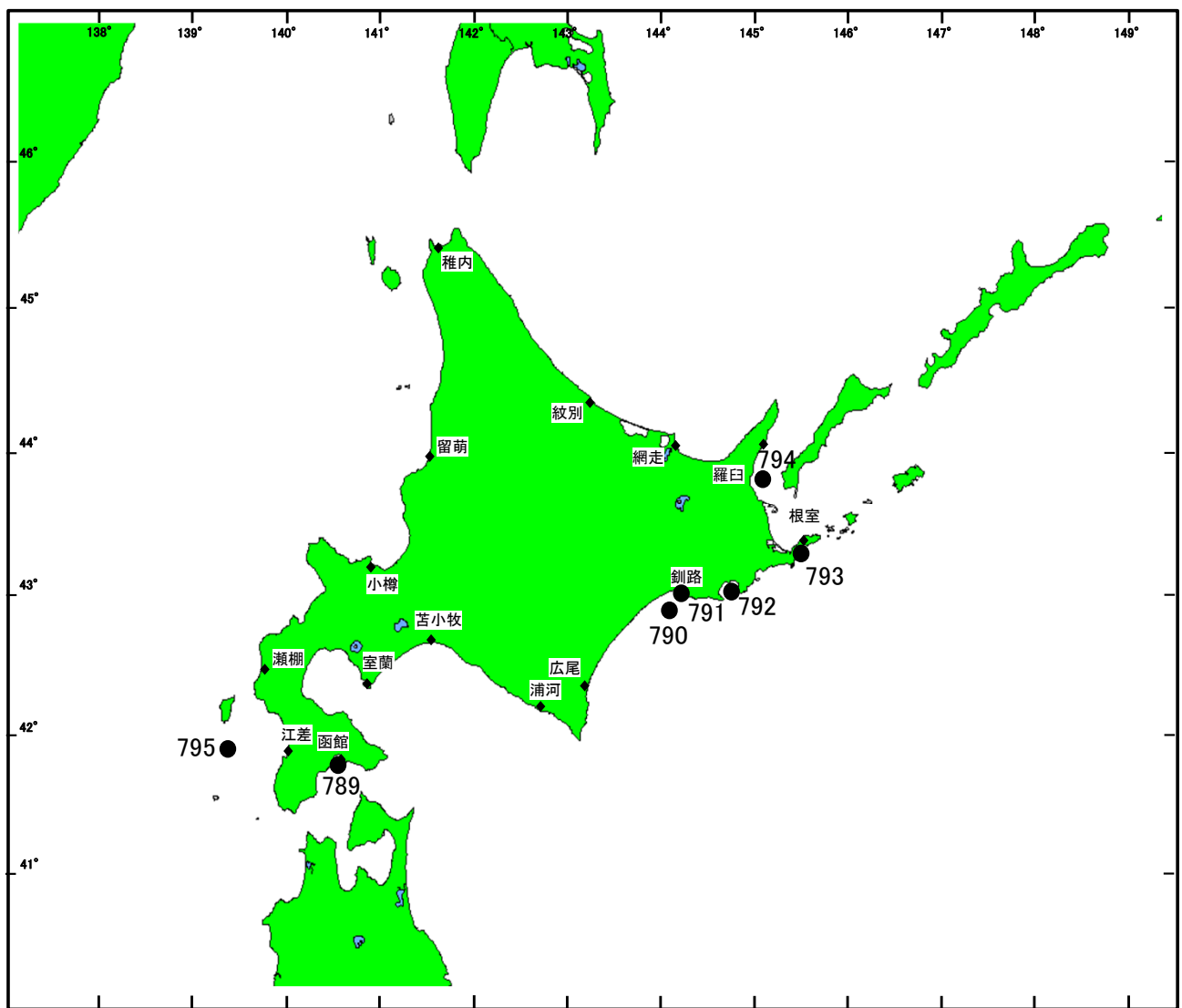
水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

索引図



※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

7年789項 北海道南岸 — 函館港、第2区～第6区 救難訓練

下記区域で、回転翼航空機による救難訓練が実施される。

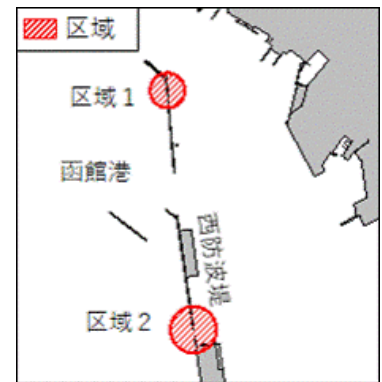
期 間 令和7年12月2日、8日、15日、16日、22日、25日
1045～1145、1400～1630

区 域 1 41-48-15.7N 140-41-56.3E
を中心とする半径150mの円内
2 41-47-08.9N 140-42-06.1E
を中心とする半径200mの円内

備 考 吊り上げ訓練を行う

海 図 W6

出 所 函館航空基地



7年790項 北海道南岸 — 釧路港南西方 潜水訓練

下記区域で、潜水訓練が実施される。

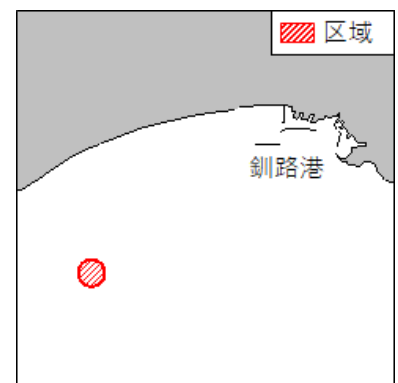
期 間 令和7年12月1日～31日 0800～2100

区 域 42-54.0N 144-09.0E 付近

備 考 潜水訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W1032

出 所 釧路海上保安部



7年791項 北海道南岸 — 釧路港、東区、第1区～第3区及び外港 潜水訓練

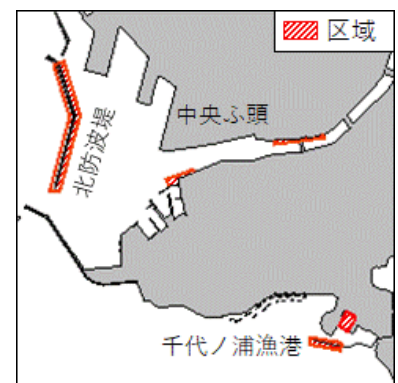
図に示す区域で、潜水訓練が実施される。

期 間 令和7年12月1日～31日 0800～2100

備 考 潜水訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W31-W26

出 所 釧路海上保安部



7年792項 北海道南岸 — 厚岸湾 潜水訓練

下記区域で、潜水訓練が実施される。

期 間 令和7年12月1日～31日 0800～2100

区 域 42-57.3N 144-49.1E
を中心とする半径1海里の円内

備 考 潜水訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W36

出 所 釧路海上保安部



7年793項 北海道南岸～東岸 — 根室港～花咲港 浮桟橋撤去作業等

下記区域で、作業船による浮桟橋撤去、再設置及びえい航作業等が実施される。

期 間 令和7年12月5日～令和8年4月10日のうち4日間 0800～日没

区 域 1 根室港作業区域（撤去、再設置）
下記3地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 43-20-26.3N 145-34-47.2E（岸線上）

(2) 43-20-25.5N 145-34-49.0E

(3) 43-20-23.5N 145-34-47.4E（岸線上）

2 花咲港作業区域（陸揚げ、下架）

下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(4) 43-17-05.0N 145-34-31.4E（岸線上）

(5) 43-17-02.5N 145-34-32.6E

(6) 43-17-01.4N 145-34-30.0E

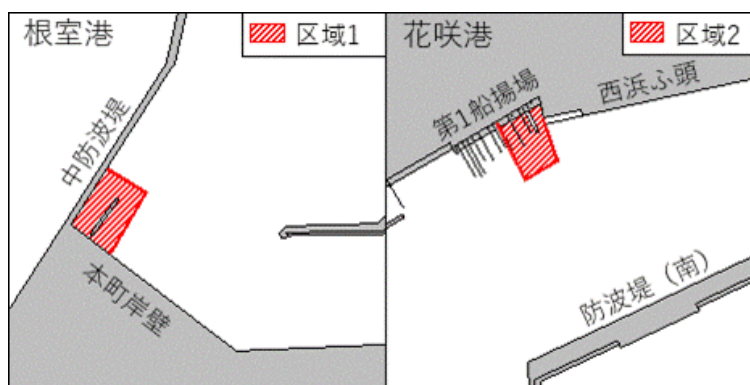
(7) 43-17-04.7N 145-34-27.7E（岸線上）

備 考 根室港結氷前に浮桟橋を撤去し、花咲港へえい航、陸揚げする

根室港解氷後に陸揚げされていた浮桟橋を根室港へえい航、再設置する

海 図 W24（根室港、花咲港）

出 所 根室港長



7 年 7 9 4 項 北海道東岸 — 野付埼北西方 養殖施設について
一管区水路通報 7 年 16 号 225 項削除

下記区域のホタテ貝養殖施設は水深 15m 以深に沈下されている。

区 域 下記 4 地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 43-48-39N 145-12-45E

(2) 43-45-42N 145-12-45E

(3) 43-45-42N 145-10-15E

(4) 43-48-39N 145-10-15E

海 図 W 4 2

出 所 羅臼海上保安署



7 年 7 9 5 項 北海道西岸 — 奥尻島南方 射撃訓練等

下記区域で、巡視船による射撃訓練及び照明弾発射訓練が実施される。

期 間 令和 7 年 12 月 12 日（予備日 13 日）0800～2400

区 域 41-45.0N 139-35.0E

を中心とする半径 5 海里の円内

備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」「UY」旗掲揚及び紅色閃光灯点灯

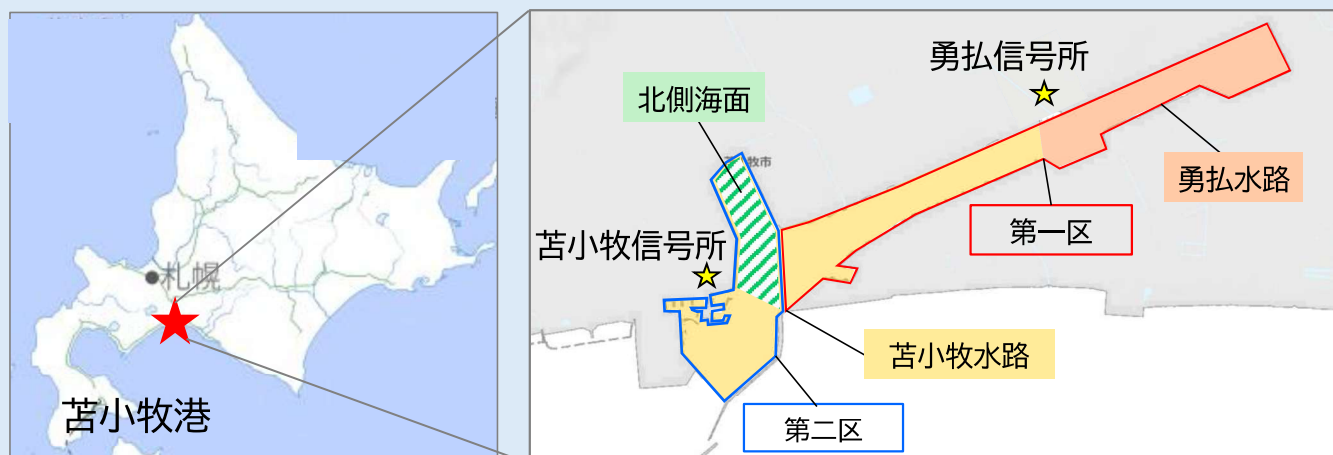
海 図 W 1 0 - J P 1 0 - W 1 1 - J P 1 1

出 所 函館海上保安部



苫小牧港長からの大切なお知らせ

船舶交通の安全性の向上のため、**令和7年12月1日**から
苫小牧港の新たな運用が始まります。



新しい信号の追加

苫小牧港の各水路内において、船舶の見合い関係の解消や次の信号予告のため、6種類の信号を新たに運用します。

赤枠:新たに追加となる信号

現在	変更後	苫小牧信号所	I の点滅	O の点滅	F の点滅	X の点灯	
I の点滅		X/I の交互点滅	X/O の交互点滅	X/F の交互点滅	X の点滅	I/T の交互点滅	O/T の交互点滅
O の点滅							
F の点滅		I の点滅	O の点滅	F の点滅	X の点灯		
X の点灯		X/I の交互点滅	X/O の交互点滅	X/F の交互点滅	X の点滅		

X/I X/O X/F の交互点滅

Xの点灯から交互に点滅されている信号へ変わることを伝える予告信号
この信号が表示されると、水路外にある総トン数500トン未満の入出航船は入出航可能となります。

Xの点滅

Xの点灯に変わることを伝える予告信号
この信号が表示されると水路への進入や岸壁等からの離岸が禁止となります。

I/T O/T の交互点滅

苫小牧水路内の移動船舶に関することを伝える信号
I/T が表示されると、入航と北側海面から第一区への移動が可能となり、
O/T が表示されると、出航と第一区から北側海面への移動が可能となります。

※苫小牧信号所及び勇払信号所の信号に従わなかった場合、港則法第38条違反となり、3か月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金に処せられる場合があります。

特定航法

危険な見合いを避けるため、南小牧南端から百十九度三十分引いた線を「A線」、A線以北の第二区を「北側海面」とし、北側海面に出入りする水路内移動船と入出航船との間に特定航法(優先関係)を定めました。



北側海面から第一区への移動船と港外からの入航船が出会うおそれのある場合、港外からの入航船を優先して下さい。



第一区から北側海面への移動船又は港外への出航船と北側海面から港外への出航船が出会うおそれのある場合、北側海面から港外への出航船を優先して下さい。

※両船とも総トン数500トン以上に限る

事前通報

苫小牧水路又は勇払水路を入出航しようとする総トン数500トン以上の船舶は、苫小牧港長への事前通報が必要となります。

通報事項

- ・船名
- ・総トン数及び長さ
- ・当該水路を航行する予定時刻
- ・連絡手段
- ・停泊予定の係留施設

通報日時

苫小牧水路又は勇払水路を入出航する予定の前日午後4時まで

通報事項の変更について

変更事項があれば随時連絡すること



第一管区海上保安本部室蘭海上保安部 苫小牧海上保安署

住 所 〒053-0004 北海道苫小牧市港町1丁目6-15
電話番号 0144-33-0118(代表)

○苫小牧信号所の管制信号は、下表のとおり変更される。「令和 7 年 12 月 1 日運用開始」

対象海域：苫小牧水路（中央南ふ頭西岸壁（42° 38.6′ N 141° 40.0′ E）西端から 353 度に陸岸まで引いた線以西の第 1 区及び第 2 区）

信号の方法	信号の意味
I の文字の点滅	・入航船は、入航可 ・総トン数 500 t 以上の出航船は、運航を停止して待機 ・総トン数 500 t 未満の出航船は、出航可
O の文字の点滅	・出航船は、出航可、ただし、第一区から北側海面に向かう総トン数 500 t 以上の船舶（A 線を横切って出航するものを除く。）及び北側海面から第一区に向かう総トン数 500 t 以上の船舶は、運航を停止して待機 ・総トン数 500 t 以上の入航船は、水路外において出航船の進路を避けて待機 ・総トン数 500 t 未満の入航船は、入航可
F の文字の点滅	・総トン数 500 t 以上の入航船は、水路外において出航船の進路を避けて待機 ・総トン数 500 t 以上の出航船は、運航を停止して待機 ・総トン数 500 t 未満の入出航船は、入出航可
X と I の文字の交互点滅	・水路内において航行中の入出航船は入出航可 ・水路外にある総トン数 500 t 以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待機 ・水路外にある総トン数 500 t 未満の入出航船は、入出航可 ・信号が、まもなく I の文字の点滅に変わる
X と O の文字の交互点滅	・水路内において航行中の入出航船は入出航可 ・水路外にある総トン数 500 t 以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待機 ・水路外にある総トン数 500 t 未満の入出航船は、入出航可 ・信号が、まもなく O の文字の点滅に変わる
X と F の文字の交互点滅	・水路内において航行中の入出航船は入出航可 ・水路外にある総トン数 500 t 以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待機 ・水路外にある総トン数 500 t 未満の入出航船は、入出航可 ・信号が、まもなく F の文字の点滅に変わる
I と T の文字の交互点滅	・入航船は、入航可 ・総トン数 500 t 以上の出航船は、運航を停止して待機、ただし、北側海面から第一区に向かう船舶は出航可 ・総トン数 500 t 未満の出航船は、出航可
O と T の文字の交互点滅	・出航船は、出航可、ただし北側海面から第一区に向かう総トン数 500 t 以上の船舶は運航を停止して待機 ・総トン数 500 t 以上の入航船は水路外において、出航船の進路を避けて待機、ただし、第一区から北側海面にある岸壁に向かう船舶は入航可 ・総トン数 500 t 未満の入航船は、入航可
X の文字の点滅	・水路内において航行中の入出航船は入出航可 ・水路外にある入航船は、水路外において、水路内において航行中の出航船の進路を避けて待機 ・信号が、まもなく X の文字の点灯に変わる
X の文字の点灯	港長の指示を受けた船舶以外は、入出航禁止

○勇払信号所の管制信号は、下表のとおり変更される。「令和 7 年 12 月 1 日運用開始」

対象海域：勇払水路（苫小牧水路を除いた第 1 区）

信号の方法	信号の意味
I の文字の点滅	・入航船は、入航可 ・総トン数 500 t 以上の出航船は、運航を停止して待機 ・総トン数 500 t 未満の出航船は、出航可
O の文字の点滅	・出航船は、出航可 ・総トン数 500 t 以上の入航船は、運航を停止して待機 ・総トン数 500 t 未満の入航船は、入航可
F の文字の点滅	・総トン数 500 t 以上の入出航船は、運航を停止して待機 ・総トン数 500 t 未満の入出航船は、入出航可
X と I の文字の 交互点滅	・水路内において航行中の入出航船は入出航可 ・水路外にある総トン数 500 t 以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待機 ・水路外にある総トン数 500 t 未満の入出航船は、入出航可 ・信号が、まもなく I の文字の点滅に変わる
X と O の文字の 交互点滅	・水路内において航行中の入出航船は入出航可 ・水路外にある総トン数 500 t 以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待機 ・水路外にある総トン数 500 t 未満の入出航船は、入出航可 ・信号が、まもなく O の文字の点滅に変わる
X と F の文字の 交互点滅	・水路内において航行中の入出航船は入出航可 ・水路外にある総トン数 500 t 以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待機 ・水路外にある総トン数 500 t 未満の入出航船は、入出航可 ・信号が、まもなく F の文字の点滅に変わる
X の文字の点滅	・水路内において航行中の入出航船は入出航可 ・水路外にある入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待機 ・信号が、まもなく X の文字の点灯に変わる
X の文字の点灯	港長の指示を受けた船舶以外は、入出航禁止